

事 務 連 絡  
平成 30 年 10 月 5 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 30 年北海道胆振東部地震に対し  
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成 12 年 3 月 10 日付け老発第 188 号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

しかしながら、今般の平成 30 年北海道胆振東部地震について、その被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、「東日本大震災に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について」（平成 23 年 4 月 28 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡。別紙参照。）と同様の取扱いを可能とします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人への周知を徹底して頂きますよう、よろしくお願いいたします。